

最高裁昭和五二年（行ツ）第一三一号、第一三二号、五三・一一・二四判決  
判 決

上告人 東京都地方労働委員会

参加人 建設関連産業労働組合

被上告人 株式会社寿建築研究所

右当事者間の東京高等裁判所昭和五〇年（行コ）第五五号、第五六号救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和五二年六月二九日言い渡した判決に対し、上告人及び参加人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 X1、同 X2、同 X3 の上告理由第一点について

原判決が本件救済命令を違法であるとしたのは、被上告人の団体交渉拒否が労働組合法（以下「法」という。）七条二号所定の不当労働行為に該当しないにもかかわらずこれを該当するとして救済を命じたことのゆえであり、本件救済命令における是正措置の内容が適切を欠くことのゆえでないことは、その判文に徴し明らかである。ところで、法二七条に基づく救済の申立があった場合において労働委員会はその裁量により使用者の行為が法七条に違反するかどうかを判断して救済命令を発することができるものと解すべきものではなく、裁判所は、救済命令の右の点に関する労働委員会の判断を審査してそれが誤りであると認めるときは、当該救済命令を違法なものとして取り消すことができるものというべきである。これと同旨の見解のもとに前述の理由により本件救済命令を違法であるとした原審の判断は、正当である。所論引用の判例は、使用者に法七条違反の行為があると認められる場合にいかなる内容の是正措置を命ずるかについて労働委員会の広汎な裁量権を認め、是正措置の内容の適否について裁判所の審査に限界があることを判示したものにすぎないから、本件に適切でない。原判決に所論の違法はなく、右違法があることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

上告代理人 X1、同 X2、同 X3 の上告理由第二点及び参加人代理人 X4 の上告理由第一、第二について

原判決が被上告人は誠意をもって団体交渉に応ずべき義務を尽くし昭和四八年一月一七日の団体交渉においてもはや交渉の余地がなくなったために、団体交渉を拒否するにいたったものであると判断した趣旨であることは、その判文に徴し明らかであり、また、その後団体交渉を再開すべき事情の変更は認められないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、右違法があることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

参加人代理人 X4 の上告理由第一、第三について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、右違法があることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、

原判決を正解せず独自の見解に基づいて原判決を非難するものであって、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷